

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 松 田 和 哲

佐倉市監査委員 滝 田 理

佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和元年度財政援助団体等監査報告

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

記

第 1 監査の対象団体及び所管課

1 出資団体

(1) 公益財団法人 佐倉緑の基金

所管課 都市部公園緑地課

2 公の施設の指定管理者

(1) 社会福祉法人 千手会

(佐倉市南部よもぎの園指定管理者、佐倉市さくらんぼ園指定管理者)

所管課 福祉部障害福祉課

(2) 社会福祉法人 愛光 (佐倉市南部地域福祉センター指定管理者)

所管課 福祉部社会福祉課

第 2 監査の主眼及び方法

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、団体の種別により以下の観点に基づくほか、佐倉市監査事務処理規程に準拠し、試査による照合・質問・分析等、通常実施すべき手続きを選択適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

1 出資団体

(1) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。

(2) 定款及び諸規程は、整備されているか。

(3) 資金の運用は、適切に行われているか。

(4) 財務諸表は、法令等に準拠して作成されているか。

2 公の施設の指定管理者

(1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(2) 公の施設の利用促進のための努力はなされているか。

(3) 公の施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。

(4) 事業の実施は、事業計画書に基づいて適切に行われているか。

3 所管課

(1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。

(2) 出資団体の経営及び財政状態を把握しているか。

(3) 指定管理者に対し、適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第3 監査の日程

令和元年7月18日から令和元年11月14日まで

第4 監査の範囲

1 財政的援助にかかわる出納及び事務

2 団体の出納及び事務

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

※ 指摘事項 : 法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求める事項もしくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※ 【措置済み】: 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

※ 意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員の提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

1 出資団体

(1) 公益財団法人 佐倉緑の基金に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 減価償却の方法について（佐倉緑の基金）

経理規程第35条によると有形固定資産は定額法による減価償却を実施するとなっているが、平成30年度決算報告では、器具及び備品を定率法にて実施されており、同条に反している。また、当該年度で器具及び備品は備忘価額となっており、期末財産額については影響がないものの単年度損益（正味財産

増減計算書)に多少の差異が生じている。

令和元年度においては、看板を取得しているが、器具及び備品については、定額法で減価償却を実施されたい。

イ 意見

(ア) 活動資金の調達について (佐倉緑の基金)

平成30年度正味財産増減計算書によると、法人の経常収益 7,620,438 円のうち、基本財産受取利息が 6,164,387 円と、全体の8割以上を占めている。

もっとも、基金が保有する資金の大半は国債を取得して運用しているところ、基本財産である投資有価証券 443,584,290 円のうち 90,308,790 円の国債が令和元年6月に満期を迎え、現在は定期預金として運用されている。定期預金は、国債より利率が低いため、今後、受取利息の減少が見込まれる。

今後とも、活動を維持するためには、寄付金や賛助会費など、基本財産受取利息以外の収入源を確保することが必要である。そのためには、佐倉市とも連携し、同基金の存在意義について積極的に発信し、賛同者を募る努力が必要であるとともに、事業内容の効率化や、見直しも必要であると考えられる。

基本財産受取利息に頼らない基金運営の在り方について、再度検討されたい。

2 公の施設の指定管理者

(1) 社会福祉法人 千手会に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 事業報告書(年次報告)の作成について(千手会)

(南部よもぎの園・さくらんぼ園)

指定管理者は、各協定書及び各業務基準書の規定に基づき、毎年度終了後、速やかに事業報告書を作成の上、市に提出することとなっているが、この中の管理に係る経費の収支状況のうち、南部よもぎの園については就労継続支援B型の貸借対照表について、さくらんぼ園については、福祉型児童発達支援センター、放課後等デイサービス及び指定特定・障害児相談(れいんぼー)の各貸借対照表について、本来は、資産の部の合計額と負債及び純資産の部の合計額が一致しなければならないが、両者の合計金額が不一致となる記載誤りが認められた。

正確さを欠いた財務諸表では、各施設に係る財務状況を正確に表示しているとは言い難い。事業報告書の作成に当たっては、慎重を期し、適正かつ正確な作成に努められたい。【措置済み】

(イ) 四半期業務報告書及び月次報告書について(千手会、障害福祉課)

(南部よもぎの園・さくらんぼ園)

a 千手会への指摘について

各協定書及び各業務基準書の規定に基づき、市は指定管理者より四半期

業務報告書及び月次報告書の提出を受け、業務内容を定期的に審査することとなっているが、以下の四半期業務報告書については、内容に不備が、月次報告書については、提出されていなかった。

(a) 南部よもぎの園について

南部よもぎの園の業務基準書によると、四半期業務報告書の内容については、事業実施状況、収支状況、修繕報告、情報公開等処理状況及びその他報告すべき事項としているが、指定管理者より提出されていたのは、そのうちの一部であり、報告事項が不足していた。

また、利用状況や要望・苦情処理状況等を報告する月次報告書については、それ自体提出されていなかった。

(b) さくらんぼ園について

さくらんぼ園の業務基準書によると、四半期業務報告書の内容については、事業実施状況、利用状況、収支状況、修繕報告、情報公開等処理状況、環境影響調査に係る測定報告、要望・苦情処理状況及びその他報告すべき事項としているが、指定管理者より提出されていたのは、そのうちの一部であり、報告事項が不足していた。

また、月次報告書について、協定書には、業務基準書の定めるところにより提出する旨の規定があるものの、業務基準書には、月次報告書の規定がなく、整合性を欠くとともに、月次報告書の提出もされていなかった。

b 障害福祉課への指摘について

四半期業務報告書及び月次報告書については、指定管理者が業務を適切に履行しているかどうかを把握する重要な資料であることから、協定書に沿った業務基準書を作成するとともに、協定書及び業務基準書を遵守し、適正に四半期業務報告書及び月次報告書の提出を受け、業務内容の定期審査を適切に実施されたい。

(ウ) Webサイトの管理について（千手会）

（南部よもぎの園・さくらんぼ園）

南部よもぎの園及びさくらんぼ園の各協定書に基づくそれぞれの広報活動ガイドラインによると、指定管理者が施設サイトを作成する場合は、団体本体のWebサイトと混同されないよう、各施設の指定管理者であること、及び各施設の指定期間をトップページに明記した上で、独立したサイトとして構成するものとする、並びに指定管理者が施設サイトを作成する場合は、団体サイトとの混同を避け、ユーザーの利便性を図るため、市（情報システム課）が取得した独自ドメイン名を使用するものとする、とされている。

しかし、各施設サイトについては、団体本体のWebサイトの下位ページとして作成されており、市が取得した独自ドメインも使用されていない。また、トップページにも、各施設の指定管理者であること、及び各施設の指定期間が明記されておらず、これらは、同ガイドラインに反している。

同ガイドラインに沿ったWebサイトの適切な管理に努められたい。

イ 意見

特になし。

(2) 社会福祉法人 愛光に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 委託料の算定について（社会福祉課）

利用料金の見直しに起因し、指定管理者に増収があった場合は、委託料からこの増収分を市は控除することができるが、利用料金の見直しに伴う控除額の算定誤りにより、3,410 円多く委託料を指定管理者に支払っていた。

委託料の算定に当たっては、慎重を期し、再発防止に努めるとともに、指定管理者に対しては、速やかに多く支払った委託料の返還手続きを取られたい。

(イ) 利用料金収入の実績について（愛光）

協定書及び業務基準書に基づき提出された利用料金収入の実績を確認したところ、研修室 1 の午後の利用件数及び収入金額に記載誤りが認められた。研修室 1 の午後 1 回当たりの利用料金は、1,540 円であり、これに年間利用件数の 39 件を乗ずると収入金額は 60,060 円となることから、指定管理者より提出された利用料金収入の実績は 60,020 円となっていた。これは、同研修室を利用した独自事業の参加者負担金の 1,500 円を同研修室の利用 1 件として計数し、さらに同参加者負担金を研修室の利用料金収入に加算したことによるものである。

利用料金収入の実績については、当該施設の利用状況を把握するための重要な資料であることから、適正かつ正確な作成に努められたい。【措置済み】

(ウ) 利用料金の承認について（愛光、社会福祉課）

浴室の利用料金については、協定書の規定に基づき、あらかじめ市の承認を得ることとなっているが、10 枚につき 1 回分をサービスする回数券について、承認を得ていなかった。この原因は、本回数券による料金設定については、現指定管理者による以前から行われていたことから、担当課及び指定管理者の双方が、すでに承認済みであるとの思い込みによるものである。

本回数券による料金設定については、速やかに承認手続きを済ませるとともに、今後の事務事業の運営に当たっては、協定書等を遵守し、適正な遂行に努められたい。

(エ) Web サイトの管理について（愛光）

協定書に基づく広報活動ガイドラインによると、指定管理者が施設サイトを作成する場合は、団体本体の Web サイトと混同されないよう、南部地域福祉センターの指定管理者であること、及び指定期間をトップページに明記した上で、独立したサイトとして構成するものとする、とされている。

しかし、施設サイトのトップページには、指定期間が明記されておらず、これは、同ガイドラインに反している。

同ガイドラインに沿ったWebサイトの適切な管理に努められたい。

イ 意見

(ア) 大型バス運營業務について（社会福祉課）

指定管理者による施設運營業務の中に、大型バス運營業務が含まれている。

確かに、大型バス運營業務は、南部地域福祉センターの前身である旧老人福祉センターの時代から行われている事業であるものの、実態は指定管理者から民間バス事業者等へ業務の再委託がなされており、施設の管理とも言い難い。大型バス運營業務の在り方については、公の施設の管理を行わせるという指定管理者制度の趣旨を踏まえ、検討されたい。